

令和8年度障がい者を対象とした 大阪府立学校実習教員 採用選考受験案内

大阪府教育委員会

この採用選考は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として障がい者を対象とした大阪府立の高等学校及び支援学校に勤務する実習教員（※）を採用するために実施するものです。

※「実習教員」とは、学校教育法に規定する「実習助手」の大阪府教育委員会における呼称です。

1 採用予定者数 10名程度

2 職務内容

大阪府立の高等学校における理科実験、家庭科実習等に関する業務のうち、障がい者が遂行可能な業務又は大阪府立の支援学校における自立活動、日常生活訓練等に関する業務のうち、障がい者が遂行可能な業務（支援学校については、医療・福祉関係の知識や技能、障がい者介護の経験などが活かせる業務です。）

3 受験資格

昭和39年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、次のいずれにも該当する者

※学歴及び日本国籍の有無は問いません。

- 次の①から③に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者（令和7年8月22日時点で、交付申請等手続き中の者を含みます。ただし、令和8年4月1日時点で有効な手帳の交付を受けていない（原本を提示できない）場合は、合格した場合であっても合格を取り消します。）
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳
 - 都道府県知事、政令指定都市市長若しくは児童相談所を設置する中核市の市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センター（以下「公的判定機関」という。）による知的障がい者であることの判定書
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳
（ただし、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が掲載されていない場合は、氏名・生年月日・有効期限が記載されたページ）
- 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者（4頁参照）
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者（4頁参照）

留意事項

・ 第1次選考当日に下記書類の写し1部を提出してください。（原本は不要です。）

- 身体障害者手帳（顔写真・氏名・生年月日が記載されたページ）又は身体障害者手帳を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
 - 療育手帳（顔写真・氏名・生年月日が記載されたページ）又は療育手帳を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
 - 公的判定機関の判定書又は判定書を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
 - 精神障害者保健福祉手帳（顔写真・氏名・生年月日・有効期限が記載されたページ）又は精神障害者保健福祉手帳を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
（ただし、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が掲載されていない場合は、氏名・生年月日・有効期限が記載されたページ）
- ・ 提出のあった「①、②、④のいずれかの手帳の写し」「③の判定書の写し」については、採用後、大阪府教育庁のほか、勤務先の学校において人事情報として保有します。なお、この情報に基づき、障がい者雇用状況の報告等において雇用する障がい者数に含めることを、採用手続きの際に確認します。

4 受験の手続き

（1）出願は、電子申請（インターネット）で受け付けます。

ホームページアドレス	障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考のホームページ URL https://www.pref.osaka.lg.jp/0180110/kyoshokuin/syogai_jissyukyoin/index.html
受付期間	令和7年7月23日（水）午前10時から令和7年8月22日（金）午後6時まで ・ 受験申込期限の直前はシステムが混み合うおそれがありますので、時間に余裕を持って手続きしてください。 ・ ID 番号等は、各自その都度、必ず記録してください。

※ 障がいにより電子申請による出願が困難な場合は郵送又は持参による出願が可能です。郵送又は持参による出願の場合は、出願書類の送付や受験票の交付方法等をご案内しますので、府民お問合せセンター「ピピっとライン」（06-6910-8001）まで連絡してください。

5 受験票の交付

大阪府行政オンラインシステムのマイページから PDF 形式のファイルをダウンロードしていただきます。

(出願された方へダウンロードができることをお知らせする電子メールを送信します。)

受験票に会場等を記載しますので、必ず確認してください。

(注) 令和7年9月24日(水)までに受験票がダウンロードできない場合は、4頁に記載の問い合わせ先に連絡してください。

6 選考日時・会場

区 分	選考科目	試 験 日	会 場
第1次 選 考	教養考査 (択 一 式)	令和7年9月28日 (日) 午前9時30分集合 (選考終了予定 午後1時45分頃)	大阪府立の高等学校 (受験票に記載して通知します。テスト会場の希望・ 変更はできません。)
第2次 選 考	作文考査	令和7年11月4日 (火) ～11月7日 (金) のいずれか1日を指定します。 (会場等の詳細については、第1次選考合格者に別途通知します。)	
	面接考査		

(注1) 第1次選考日は、必ず受験票、鉛筆(HB又はB)、消しゴム、上記「3 受験資格」の留意事項に記載の①～④いずれかの書類の写し1部を提出してください。(原本は不要です。)

(注2) 第2次選考作文考査は、第1次選考教養考査に引き続き実施します。作文考査の採点は、第1次選考合格者のみ行います。
なお、第2次選考作文考査を棄権した場合、第1次選考を棄権したものとして扱います。

7 選考科目

区 分	選考科目	時 間	内 容
第1次 選 考	教養考査 (択一式) 30題	90分	高等学校卒業程度の一般教養(人権関係等を含む。) (点字による受験も可能です。※)
第2次 選 考	作文考査	75分	文章による表現力などを問います。(点字による受験も可能です。※)
	面接考査	個人面接により行います。	

※点字による受験の際、テスト問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。ただし、一定の条件がありますので、詳細は、大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 採用グループ(電話 06-6944-6895、FAX 06-6944-6897)まで問い合わせてください。

8 合格者の決定

最終合格者については、第1次選考及び第2次選考の結果を総合的に判定し、決定します。

※選考科目には合格基準を定めているものがあり、それらの選考科目で一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の得点に関わらず不合格とします。

9 選考結果の発表

区 分	発 表 日 (予 定)	発 表 方 法
第1次 選 考	令和7年10月17日(金)	【本人通知】 有効受験者全員に大阪府行政オンラインシステムのマイページ上で合否を通知します。 (PDF形式のファイル) 【インターネット】 合格者の受験番号を、上記4に記載のホームページに午前10時(予定)に掲載します。
第2次 選 考	令和7年11月21日(金)	

※第1次選考及び第2次選考の不合格者(欠席した者を除く。)には、結果通知書に選考結果と成績を記載し、大阪府行政オンラインシステムのマイページ上で通知します。

10 採用

第2次選考合格者は、令和8年4月に採用予定ですが、欠員状況等により令和8年度途中になる場合があります。

受験資格を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合には、合格を取り消す場合があります。

11 勤務の条件等

- (1) 採用者は、大阪府立の高等学校又は支援学校において、実習教員としての勤務となります。勤務時間は、午前8時30分から午後5時まで、高等学校の定時制課程（夜間）は、午後1時15分から午後9時45分までです。ただし、勤務する学校によって若干異なる場合があります。
- (2) 初任給（令和7年4月1日採用者）は、年齢18歳で高等学校等卒業の場合が月額約244,000円、年齢22歳で4年生大学卒業の場合が月額約293,000円です。（当該額は給料、教職調整額（給料の4%）、地域手当（給料+教職調整額の11.8%）及び義務教育等教員特別手当の合計額であり、給料は人事委員会勧告等を踏まえ変更される場合があります。）また、経歴に応じて一定の基準により加算されます。なお、60歳に達した日以降の採用者は、これらの合計額の7割水準となります。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。

12 注意事項

- (1) ダウンロードした受験票は、A4サイズで印刷し、署名又は記名のうえ、各テスト受験当日に持参してください。
- (2) 「年齢」は、令和8年3月31日現在の年齢を入力等してください。
- (3) 出願後、内容の変更はできません。
- (4) 選考会場への電話照会 は厳禁とします。
- (5) 受験に際して配慮（車いすの使用、点字・拡大文字による受験等）が必要な場合は、出願の際に希望する配慮内容を入力等してください。
- (6) 選考会場への自動車（二輪車を含む。）、自転車の乗り入れや選考会場周辺での駐車は禁止します。（ただし、自動車でなければ選考会場に行くことができない者で、出願の際、駐車場を必要とする旨を入力等し、大阪府教育庁より承諾を得ている場合を除きます。）
- (7) 電卓等の計算機やスマートウォッチ、計算機能の付いた時計の使用はできません。また、携帯電話等は時計代わりとしても使用できません。
- (8) 携帯電話や録画・録音機器など、テストでの携行を指定していない機器を試験中に使用し、又は身に着けていることが判明した場合は、受験を無効とします。
- (9) 台風などの非常災害や人身事故等による交通途絶時に、やむを得ず選考日程等を変更する場合は、ホームページでお知らせします。
障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考のホームページ
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o180110/kyoshokuin/svogai_jissvukyoin/index.html)
- (10) この採用選考とは別に実施する、①「令和8年度大阪府公立義務教育諸学校事務職員採用選考」、②「令和8年度障がい者を対象とした大阪府公立義務教育諸学校事務職員採用選考」、③「令和8年度大阪府立学校実習教員採用選考」は、同じ日に実施します。
このため、この採用選考と①～③のいずれかの採用選考とを複数出願することはできません。
- (11) 出願期間締め切り後に申請の取り下げは行わないでください。出願期間終了後に取り下げを行った場合、いかなる場合でも辞退者として扱います。出願期間終了後に取り下げを行った場合、再度出願することはできません。

参考 1

[地方公務員法 （昭和 25 年法律第 261 号） 第 16 条] 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
[学校教育法 （昭和 22 年法律第 26 号） 第 9 条] 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者 2 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者 3 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
[地方公務員法 附則 （平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号） 第 3 条] 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
[学校教育法 附則 （平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号） 第 3 条] 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
[民法の一部を改正する法律 附則（平成 11 年法律第 149 号） 第 3 条] 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。 2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。 3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第 846 条、第 974 条及び第 1009 条の改正規定を除き、なお従前の例による。

参考 2：令和 7 年度 障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考

	第 1 次受験者数	第 1 次合格者数	最終合格者数	倍率
結 果	19 人	19 人	3 人	6.3 倍

〈お問合せ先〉 府民お問合せセンター「ピピっとライン」 電話 06-6910-8001
FAX 06-6910-8005
（平日 午前9時から午後6時まで 土日祝日休み）